

熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託 契約候補者の審査及び選定に関する実施要領

熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託における契約候補者の審査及び選定に関する実施要領を以下のとおり定める。

1 契約候補者の審査方法

- (1) 本市職員 8 名で構成する「熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書等及びヒアリングを基に審査を行う。
- (2) 審査方法は、評価項目ごとの評価点数の合計点数を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 契約候補者の審査手順

- (1) 提案書等の受付時に政策企画課庁舎建設準備室（以下「事務局」という。）にて見積書に記載している金額が提案上限額以内であることを確認する。見積書に記載している金額が提案上限額を超えている場合、及び社会通念上著しく不当な金額と判断する場合には、提案は無効とする。
- (2) 各プロポーザル参加者より「特定テーマに関する提案書」の説明を実施する。
- (3) 選定委員会にて各プロポーザル参加者へのヒアリングを実施する。
- (4) 各委員は「3 評価項目等」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局はプロポーザル参加者ごとに、(4)において各委員が評価した点数を合計し、全委員の合計点数を当該プロポーザル参加者の得点とする。

3 評価項目等

別紙「提案書等及びヒアリングに関する評価項目等」のとおり。

4 契約候補者の選定

- (1) 提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、見積書に記載している金額が最も安価な者を契約候補者とし、次に安価なものを契約次点候補者とする。見積書に記載している金額も同額である場合は、くじにより契約候補者、契約次点候補者を決定する。
- (2) いずれの提案も合計点数が 6 割に満たない場合には、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。
- (3) プロポーザル参加者が 1 者の場合は、合計点数が 6 割以上であれば、契約候補者として選定するものとする。